

一、出席議員及び欠席議員

出席議員

一番	鈴木浩之
二番	安藤浩孝
三番	廣瀬和良
四番	中村広一
五番	福井裕子
六番	立川良一
七番	戸部哲哉
八番	井野勝己
九番	日比玲子
十番	田中五郎
欠席議員	なし

二、職務のため出席した事務局職員の氏名

議事書局長	寺島正躬
議事書記	木野村幸子
議事書記	小林卓二

三、説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫
教育長	宮川浩兵
教育次長	木野村學
参事兼総務課長	山本繁美

四、議事日程

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 選挙管理委員の選挙について
- 第三 選挙管理委員補充員の選挙について
- 第四 議案第二号 北方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第五 議案第三号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第六 議案第四号 北方町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定について
- 第七 議案第五号 北方町父子家庭児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例制定について
- 第八 議案第六号 北方町ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例制定について
- 第九 議案第七号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

税務課長	高橋勉
住民保険課長	勇憲一
福祉健康課長	奥野政興
上下水道課長	豊田晃
都市環境農政課長	大平喜義
会計室長	渡辺雅尚

第十 議案第八号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について 町長提出)

第十一 議案第九号 北方町後期高齢者医療に関する条例の制定について 町長提出)

第十二 議案第十号 北方町道路線の認定について 町長提出)

第十三 議案第十一号 平成十九年度北方町一般会計補正予算(第五号)を定めるについて 町長提出)

第十四 議案第十二号 平成十九年度北方町国民健康保険特別会計補正予算(第三号)を定めるについて 町長提出)

第十五 議案第十三号 平成二十年度北方町一般会計予算を定めるについて 町長提出)

第十六 議案第十四号 平成二十年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて 町長提出)

第十七 議案第十五号 平成二十年度北方町老人保健医療特別会計予算を定めるについて 町長提出)

第十八 議案第十六号 平成二十年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて 町長提出)

第十九 議案第十七号 平成二十年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて 町長提出)

第二十 議案第十八号 平成二十年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて 町長提出)

## 五、本日の会議に付した事件

日程第一から日程第二十まで

午前九時三十二分 開議

一、議長 井野勝巳君 改めまして、おはようございます。

きのう、きょうと、ちょこっと春らしさを増してまいりました。連日、精読と御審議いただきまして、まことに御苦労さんでございます。また、きょうは全員の出席をいただきまして御苦労さまでございます。ただいまから開会いたします。

ただいまの出席議員数は十人でございます。定足数に達しておりまして、議会は成立いたしました。これより平成二十年第一回北方町議会定例会第二日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

### 日程第一 会議録署名議員の指名

一、議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第一百二十二条の規定により、議長において四番中村広一君及び五番福井裕子君を指名いたします。

### 日程第二 選挙管理委員の選挙について

一、議長 日程第二、選挙管理委員の選挙についてを議題といたします。お諮りいたします。選挙の方法は指名推選とし、議長において指名をいたしたいと思います。御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員に、大西俊巳さん、内藤準一さん、野島紀さん、白井浩さんの四名を指名いたします。

ただいま指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました方々が選挙管理委員に当選されました。

### 日程第三 選挙管理委員補充員の選挙について

一、議長 日程第三、選挙管理委員補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選とし、議長において指名をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員補充員に、村瀬伴造さん、木野村良男さん、大野賢一郎さん、石川正行さんの四名を指名いたします。

ただいま指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に補充員の順序についてお諮りいたします。補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思えます。御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、補充の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序に決定いたしました。

### 日程第四 議案第二号について

一、議長 日程第四、議案第二号 北方町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。本件については提案説明が終わっておりますので、これより質

疑を行います。

ございませんか。

質疑なし)

一、議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第二号については、総務教育常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第二号は総務教育常任委員会に付託をいたします。

### 日程第五 議案第三号について

一、議長 日程第五、議案第三号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件については提案説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑なし)

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第三号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第三号は総務教育常任委員会に付託をいたします。

### 日程第六 議案第四号について

一、議長 日程第六、議案第四号 北方町国民健康保険基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。本件については提案説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 今度の七十五歳以上のお年寄りに対して、今まで老人保健で賄えたのが、後期高齢者保険で県一本で行われるわけですけど、それに関してすべての条例とか、国民健康保険とかにかかわりができるわけですけども、実際に七十五歳以上のお年寄り、行政がやることと、そして七十五歳以上の被保険者、年金から天引きだとかいろいろなことがあると思いますが、一度概要をお話をさせていただきたいと思えます。

一、住民保険課長 今の基金条例、それから国保の条例改正、それから後ほど出てきます後期高齢者の条例の関係、いずれも平成十八年の高齢者の医療に関する法律、それから健康保険等関係法令の改正が、もう既に十八年に、その前年度の医療制度改革というところの基本方針に基づいて法改正が既にされております。トータルといたしまして、今、議員質問の後期高齢者に関しましては、高齢者の医療の確保に関する法律ということで改正をされております。

その中で大きなことが、老人保健医療というものを後期高齢者に変えるんだと。その制度を整備していくんだということが主でありまして、既にもうなされていくものについて実際に運営するための、もう既に後期高齢につきましては、広域連合が発足しまして関係条例を整備しております。この四月にこの事務を行っていくために条例関係などを整備していかないといけないということでお願いしておるわけでありまして。

今言われましたように、制度的に大きく変わったのは何であるかという、今までの老人医療といいますのは、一つは、費用負担が明らかになっていなかったということがあります。もう一つは、後期高齢者にも明確にある費用を負担していただこうと、それを明確化しようということになりました。そこで、今までと変

わらぬ医療給付を受けるために、例えば医療機関に行きますと、一部自己負担がありますが、その残りのものをどういうふうにやっっていくんだということで、基本的に残った部分の半分を公費、国・県・町で負担します。で、あとの残った部分の四割に当たる部分を税でいただいて、そして明確に前期高齢者からそこへ支援しよう。これも法律、制度が変わりまして、そういう明確化になった四割部分、それから被保険者となる御本人さんも、所得、それから均等割と所得割とあるわけですが、明確な保険料として負担をしていただこうというふうには、これも法律的に制度改正がなされて、そこに行こうという整備をしようとするものであります。

一、九番 日比玲子君 今、答弁いただきましたが、それは行政側からのことであって、実際に七十五歳以上のお年寄りは、今まで保険証の問題にしても、いただいていたわけですが、お金が払えなくなると、国民健康保険税と同じように、一年ぐらい払えないと資格証明書を発行する。そしてまたそれに罰則規定があって、それをやるかどうかわかりませんが、十万ぐらいやるとか、あるいはもうお年寄りだから、もうそれほど若い人と同じような医療をしなくてもいいという計画で、余分なことをお医者さんがやると、それは切られてしまうというようなこともあったりし、そして、介護保険の場合だと三年に一遍保険料値上げになるんですが、これだと二年に一遍ずつやって、今は一割なんですけど、ふえることは確実であって、もう厚生省が発行しているのは十何%、二〇五年になると、すごく上がるわけですよ。それは当然のことだと思えますけど、本当に今までと大きく変わるし、月に一万五千円、年金の人からもさっ引きをする。そしてまたその介護保険と後期高齢者保険の分を足して、年金の半分以上になった場合は

介護保険の方を優先して、後期高齢者の方は切符を切るということで、またおたくたちの仕事も多分ふえてくるだろうとは思いますが、それでも、本当に今全国で怒りが巻き起こっているのは、本当に今まで一生懸命戦後を支えてきたお年寄りに対して、これでもかというような現代版のうば捨て山、かつてはお金が必要なかったけれども、今はお金がなくっちゃ、うば捨て山にも行けないような状況が起きているということで、いろんな不安がいっぱいあるんですけども、それは四月から、この間も質問いたしましたけど、ゴーということでもありますけれども、本当にそういう意味で大変なことになると思いますので、そういうふうには私は解釈をしていますので、それでいいのかどうか、まずお返事ください。

一、住民保険課長 いいのかどうかと言われますと、私の段階でどう言ったらいいのかわかりませんが、行政の立場としましては、先ほど言いましたように、もう既に法律の施行がされておりますので、あと二、三週間先には動き始める。後ほど後期高齢のところであるのかなあと思ったんですが、近々この後期高齢に関して新聞のとじ込みということを国が考えておりました、それをちょっと手元に見ますと、いろんなことが書いてありまして、政府の回答のことですが、その中に、一番、今議員にお答えできるのが、医療としては確かに御老人がお医者さんにかかる時にどうなんやというのと、今までのように変わらずに一部負担金はありますよということは変わりませんし、そして金銭的にはどうか知りませんが、要は個人負担は確かに明確になりました。ただ医療を受けることについては今までと変わリませんよと。それから、昨年度改正されました食事代とか、居住費とか、いろんなことが額的には前年度より上がっておりますが、そういう療養給付を受けるといふことに関しては何ら変わりがないというふうに思っておりますし、

ただ、今言いましたように、尽きるところは保険料が明確化になって、先ほど言われたように、ある一定額になると年金から天引きするよということも、それも確かにそうですが、また受けていただくときには、それが変わりようがないということはあるんだろうと思えます。それで、まず安心していただきたいのは、四月からになって、多分今月の末までに新しい広域の保険証が被保険者の手元へ届きます。そのときにリーフレットが入って、細かく、今言いました制度改正の関係、保険の関係、あらゆることをわかりやすく解説したリーフレットを入れてお届けする。四月一日からはそれでかかっていたら、何が変わるかということ、その後には発生してくる、多分天引きなり何かで始まってくる保険料が明確化になってくる。受けていただく分には何ら変わりはないんだろうかと、このとじ込みを見て私も改めて思ったわけですが。

一、九番 日比玲子君 後のこともありまして、関連して聞いておきますので、岐阜県の保険料はこの間決まったんですね。それで一体どうなっていますかね、金額。それをまた教えてください。

一、住民保険課長 これも昨年たしか十一月の広域の議会だと思えますが、岐阜県は均等割と所得割率で保険料をいただくということになっておりまして、均等割がお一人様三万九千三百十円、それから所得割率については七・三九%という率なり額が決定されたところであります。

(終わります)と九番議員の声あり)

一、議長 ほかにございませんか。

終結の声あり)

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっておりまして議案第四号については、厚生都市常任委員会に付託をいたしたいと思います。御異議ございません。

んか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第四号は厚生都市常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第七 議案第五号について

一、議長 日程第七、議案第五号 北方町父子家庭児童扶養手当支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件については提案説明が終わっております。これより質疑を行います。

終結の声あり)

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第五号については、厚生都市常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第五号は厚生都市常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第八 議案第六号について

一、議長 日程第八、議案第六号 北方町ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件については提案説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 これは前々の松井町長のときに、たしか三千円ぐらいだということで、ことし、まだ介護保険はそのとき始まっていなくて、ほんでコーヒー一杯飲めるぐらい出してもらったかどうかということで、たしか三千円ぐらいだったと思いますが、それを八千円にさせていただいた経過があるんですけれども、それ

で介護保険が始まったからといって、これを縮小していくわけですから、今現在その対象者は四十八人ということで、介護度の三、四、五の方々が対象になるということですが、本当にいろんな事情があるにしても、おうちで見ただけならば、やっぱり介護保険料の方にあまり影響はないかということですが、これはやっぱり並行してやるべきではないかという思いがしますが、どうですか。

一、福祉健康課長 この件につきましては、さきの行革委員会でも既に町もやはり財政の負担になりますので、行革委員会でも縮小されました。それで予算的にも一人八千円、徐々に五千円、三千円と縮小していくということで、平成十二年から介護保険制度というのもできましたので、そちらの方でショートステイとかデイサービスを御利用していただけるといのが妥当であると考えております。以上です。

一、議長 あとはいいですか。

終結の声あり)

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第六号については、厚生都市常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第六号は厚生都市常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第九 議案第七号について

一、議長 日程第九、議案第七号 北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件については提案説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

（終結の声あり）

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第七号については、厚生都市常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第七号は厚生都市常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第十 議案第八号について

一、議長 日程第十、議案第八号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件については提案説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

（終結の声あり）

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第八号については、厚生都市常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第八号は厚生都市常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第十一 議案第九号について

一、議長 日程第十一、議案第九号 北方町後期高齢者医療に関する条例制定についてを議題といたします。

本件については提案説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

（終結の声あり）

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第九号については、厚生都

市常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第九号は厚生都市常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第十二 議案第十号について

一、議長 日程第十二、議案第十号 北方町道路線の認定についてを議題といたします。

本件については提案説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

（終結の声あり）

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第十号については、厚生都市常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十号は厚生都市常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第十三 議案第十一号について

一、議長 日程第十三、議案第十一号 平成十九年度北方町一般会計補正予算（第五号）を定めるについてを議題といたします。

本件については提案説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

（終結の声あり）

一、議長 質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第十一号については、各常任委員会の関係部分をそれぞれの常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十一号は各常任委員会の関係部分をそれぞれの常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第十四 議案第十二号について

一、議長 日程第十四、議案第十二号 平成十九年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を定めるについてを議題といたします。

本件については提案説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

（終結の声あり）

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第十二号については、厚生都市常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十二号は厚生都市常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第十五 議案第十三号について

一、議長 日程第十五、議案第十三号 平成二十年度北方町一般会計予算を定めるについてを議題といたします。

本件については提案説明が終わっておりますので、これよりページを分けて質疑を行います。

予算の調製から歳入の三十一ページまで質疑を行います。質疑をされるときはページ数を御発言ください。

一、九番 日比玲子君 十二ページの町税の個人町民税のことです。ありますが、昨年度、所得税と住民税で三兆円の税源移譲という形になって、今まで住民税は三段階で皆さんに税金をいただいていたわけですが、税源移譲することによって一〇％にフラット化され

てしまいましたね。それから、定率減税も廃止だということで、今度この減額になっていく理由は、個人の家のローンなんかの所得税で引けない部分を住民税で引くということで、こうなったと言われているんですが、今全体的に貧困と格差が非常に広がったと言われている中で、本当に私たち労働者の給与なんかはなかなか上がらないということで、持っている人はたくさん持っていると思うんですが、こういうことの税制改正によって、私の思いは、若干ふえるのではないかという思いがしていますけど、この二千五百七十五万九千円というのは、あくまでも家のローンの減税分相当がこういうところに来てしまっているのかどうかということと、それから、ふるさと納税ということが昨今言われてきて、北方で生まれて東京などに住んでいらっしゃる方は、北方にちょっと回してもらえんかということで、ふるさと納税というのができまして、これには全然見ていないのかあるのかわかりませんが、今年度、そういう人があれば補正で組まれるかどうかかわかりませんが、そしてその後、その人がやれば次の年度でその、例えば東京都が減れば、それは地方交付税の七五％で歳入するということになっていくそうでありまして、このふるさと納税については、北方町としては、ここの中に加味されているのかどうか、二点お尋ねします。

一、税務課長 最初にふるさと納税の件ですけど、これはまだ国の方の条例の関係の改正が来ておりませんので、ふるさと納税については、二十年四月一日から適用がありますけど、これは二十一年度に影響することであって、来年度予算には全然影響はありません。今後、条例の専決等を行わなくてはならない関係が出てくると思います。

もう一つ、要は前年度に対して二千五百七十五万九千円、当初



予算が減っているという理由について、先般も申し上げましたが、住宅ローン減税の一千六百万円というのを申し上げました。そのほかに、退職とか随時の方の調定の方を加味しております。十九年度は、退職随時を二千七百二十八万二千円予算化しております。また、二十年度予算については、一千八百八十八万六千円という事で減額しております。これはなぜかといいますと、十九年度の調定状況を見ますと非常に減っておりますので、その点を加味させていただいております。以上であります。

一、九番 日比玲子君 もう一つお願いします。十六ページですが、児童福祉費の負担金ですが、保育所の個人負担金がマイナス八百六十六万八千円で減額になっているんですけども、なぜこんなに入所者が減ったのか、その理由は何ですか。

一、福祉健康課長 まず、今議員がおっしゃるとおり、今年度の保育料の徴収対象人数が三百二十九人。昨年度は四百二十五人でございます。それと一人当たりの調定額が、今年度は一万六千五百三十九円でございます。昨年度が、一人当たり一万七、八千円という事で、一人当たりの所得が減りまして、それに伴います調定の件、それと、今議員がおっしゃるように、保育人数の減というところで、このように調定額が減りました。以上です。

一、九番 日比玲子君 今、差し引きをしますと、去年に比べて九十六人減っておるということになりますと、ちょっとゆゆしき問題だと思えますよね。北保育園の定数が幾つですか。そうすると本当に心配になってきますけど、なぜこんな九十六人も減ってしまったのかという、そうすると充足率八〇%を切っているということになりませんか。

一、福祉健康課長 保育園の定員は、現在五百十でございます。それで現在、来年度は三百八十八人の申し込みがありまして、三百八

十八人の方が入園されると。それで最近の状況を見ますと、未満児、いわゆる低年齢児の保育園の入園、あるいは障害児の入園が大変多くなっているという点で、教室等が、やはり以前と変わらず低年齢児と障害児が重点的にふえておると。で、正常児が大変減っておるという状況で、今このような状況になりました。以上です。

一、議長 よろしいか。

一、九番 日比玲子君 十七ページですね、いろんな使用料があるんですが、昨年度、例えば体育館であるとか、ちょっと値上げをした部分が響いているのかどうか知らないけど、全体的に使用料が減っているんですけども、その理由は何であるとお考えですか。教育長、わかれば答弁ください。生涯学習センターとか公民館とか、使用料が減っている。五十一万ぐらい。社会教育使用料でいいです。

一、教育次長 ただいまの御質問は、社会教育使用料の、私も公民館使用料と生涯学習センターの使用料でございます。まず公民館の使用料でございますが、これは、そこを利用されるクラブ、サークル、各種団体の方々については年々利用者はふえておりますが、利用される方の中に、有料の方、団体、クラブ、サークルでございますが、これは大変申しわけありませんが、減っておる状況でございます。今回平成二十年度、対前年に対して減っておりますのは、有料の方が生涯学習センターの方へ一段階移動されたということもございまして、今回月額二千五百円で予算化をさせていただきます。

それから、生涯学習センターの使用料につきましても、使用件数、これは要するに稼働率といって、貸し出す各会議室等がございます。これも余っておりますが、要するに補助団体とかクラブ、

サークルの方々に対する免除がふえておりまして、使用料金はそんなような形で減ってきておるといような事態として御報告申し上げますが、よろしいでしょうか。

一、議長 ほかにございませんか。

（質疑なし）

一、議長 ないようですので、歳入については以上で質疑を終わりたいと思います。

歳出について、ページを分けて質疑を行います。

議会費の三十二ページから労働費の七十ページまでと、農林水産業費の七十ページから地方債の調書の百十三ページまでに分けて行います。

それでは、議会費の三十二ページから労働費の七十ページまで質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 三十五ページの二十四の投資及び出資金のところで、株式会社岐阜フットボールクラブ出資金が百万円ということ、これは岐阜県を挙げてサッカーに出資をするということでありますが、この間の三月七日、NHKの「ナビゲーション」というので、このFC岐阜のことを取り上げていたわけですが、今現在一億の赤字があつて観客動員数を、今三千ぐらいのみに、それを六千ぐらいにしないといけないとか、それから愛知県に比べて大企業は岐阜県にはないということ、前途はちょっと厳しいようなナビゲーションをやっていたわけですが、これも、これは岐阜県下全部お金を出さないといけないわけですが、今東京の新銀行東京が大変揺れているわけですから、こういった問題に、出資はするけれど、見返りは期待できないと思ふんですけれど、赤字が出たりとか、そういうときはその都度お話をされるのか、どの辺まで話がなされているのかお尋ねしたいと思ふます。

一、参事兼総務課長 ただいまのFC岐阜の御質問ですが、このFC

岐阜につきましては、今議員さん言われますとおり、県下を挙げて支援していくということで、この一月に全市・町・県を入れた連絡協議会ができました。そこに我々北方町も参画しておるわけですが、その中で出資金は一応基本線として決まりました。それで来年度の目標としましては、資本金が二億円ということ、公共団体で一億、民間の方から一億ということになります。それから協賛金につきましては、来年度の目標は一億六千五百万円、それから今観客のことを言われましたが、個人的な会員ですが、後援会としては千五百人以上を目標にしておりますし、法人につきましては三百団体超を目標に今頑張つてやってみえるということとあります。そういったことで、今支援の真っ最中ということとでありまして、その後赤字になってからどうなるかということ、そこまでの議論は今のところしておりません。以上であります。

一、四番 中村広一君 四十五ページの十二番、子ども一〇番の家賠償責任保険料ですが、北方町、青のチョッキを着た方と緑のベストを着た方で、本当に安全で安心で住みやすい町となつてきていると思ふんですが、この子どもの家は今後ともふやしていられる予定ですか、現状維持されるのか、そのところだけお尋ねしたいと思ふます。

一、参事兼総務課長 今、大変子供さんの登下校にはいろんな問題が出ておりました、この子ども一〇番の家につきましては、うちの方ではできるだけふやしていきたい考えであります。それで、今も勧誘というか、お願いしておりますので徐々にふやしつつあります。ここで保険を見ておりますのは、一応二百軒分を見ております。そういったことで、今後も協力者があればふやしていきたいと思つております。

一、九番 日比玲子君 三十五ページの十一の需用費の印刷製本費であります。今度の施政方針演説でも、予算書をわかりやすく印刷をして、各ところに町長みずから出向いていって説明をされるような話であります。町長に当選されて、草の根民主主義とか、政策審議会とか、そういったことはいいいことだとは思いますが、この印刷予算をもって具体的にどんな形で進められていくのかどうか。草の根民主主義とかよくわかってわからんようなふうですので、きちっとお願いします。

一、町長 今、議員が御質問の趣旨は、基本的に、まず住民参加の草の根民主主義を徹底させたいということ而就任以来申し上げてきております。理論的な根拠は、非常に経済状況が御案内のような状況になっておりました。従来のように住民はただ行政に対して要求だけしておれば、行政はそれにこたえていくというシステムが崩壊しつつある、あるいは崩壊しておるといふ現状認識をしっかりと踏まえてほしいという気持ちからであります。つまり、役所には従来のようにお金もありませんし、行革等によって人材も、能力的な人材はありますけれども、人数的な人材を住民要求にすべくこたえるという人材的な要求にこたえることができなくなってきた。つまり、金も人も少なくなってきた。こういう状況の中で、従来のように住民がいろいろな要求を行政に対してきてきて、それに行政がこたえられるうちはいいんですけども、こたえられなくなってくる状況にあるということを、まず認識してほしい。そういうことを十分に住民の皆さんに認識していただくにはどういう方法をとったらいいか。それはいろんな意味での情報を行政は住民の前につぶさに明らかにすることが一つ条件でありますけれども、そのほかに住民の皆さん方も行政に積極的に参加してもらって、これが住民参加という意味でございます。

れども、行政の今置かれておる立場、事情というものを御認識をいただく必要があるということから、住民参加の草の根民主主義の行政というものを実現させたいというのが、そもそもの基本的な考え方でございます。特に北方町においての財政状況がどうなっておるかということをも十分御認識をいただきますと、いろんな要求の中からその要求を住民みずからが整理をして、この要求はぜひ必要で聞き入れてほしいという反面、これは必要ではないか、切ってもいいんではないかという判断ですね。住民みずからできるシステムをつくり出していくことが必要ではないかということ、発議をさせていただきましたのが政策審議会というものでございます。

そして今年度から住民との対話を重視して、さらに行政の側から各地域に出かけて行って、住民との対話を深めることによって予算を中心にしてことしの議会で議決をいただいて、北方町が向こう一年間どういうことをしていくかということをも住民の皆さん方に直接説明をさせていただきたい。そして、そういう中で北方町の財布のぐあいというものも理解していただくというシステムをなんとか確立したい。これは私は今までのように観客民主主義から参加民主主義へとという住民と行政とのパートナーシップのあり方を変えていくきっかけにしたいというふうで御提案をさせていただいておるわけでございます。したがって、わかりにくいとおっしゃればそれまでですけども、やはりその基本は、民主主義をそういう意味で徹底させるということにあるわけでございます。それから、少し私どもも行政も役場の中にとどまっておるだけではなしに積極的に地域に出かけて行って、現状を住民の皆さん方に御理解いただくことによって住民が行政に参画をする。そして、もうちょっと言いますと、北方町への帰属意識を、そういう点か

らも高めていただいて、一体となった北方町の行政運営ができるシステムを確立したいということから発案をさせていただいておるところでございます。

一、六番 立川良一君 一つ二つお尋ねをしたいと思うんですけども、今、町長さんのお話も大変よく理解できますし、ぜひ草の根民主主義を本当の形で実践をしていただきたいなと思うわけでありまして。企業でも組織でもそうですけれども、それを担っていく人材が一番大切になってくると思います。草の根民主主義、いわゆる北方町全町民一万八千二百人ぐらいですか、その皆さんの総意でというか声を聞いてやっていくという発想も大変すばらしいと思いますし、現実にはスタートを切っておられるわけですが、それでも、その中でも私が大変気になりますのは、政策審議会は三十名という限られた人数、応募した方も少なかったし、現在は二十九名とかいう。そのほかに北方の町制施行百二十周年もありませんし、今度、北方まつりですか、実行委員会もつくらなきやいかんという中で、ちょっと顔ぶれが固定してきているんじゃないかという懸念をされるわけがあります。今まで御活躍いただく町民の方々は、それぞれ人格のある方で、見識が普通の方と違う方々であるということの評価はいたしますけれども、余りにも同じ方があるんなら団体に固定、加入されている。今回の予算を見ましても、七千二百円というのがあちこち目につくわけです。先ほどおっしゃったように、しっかりコスト意識を持っていたら、形骸化したとか、あまり意味がないとかって言うのはほとんど切っちゃって、本当に北方町のまちづくりというのが町民の総意で行われていくという町長の思いというんですか、その実現に向けて、言葉だけで草の根民主主義というのは聞こえがいいですけど、実際にそれをぜひやっていただきたいと思うわけでありまして。私自

身は一人でも多くの方々がいろんなところに参加されると、また意識が高まってくるので、一昨日ですか、北方レジ袋有料化というのが協議会ができたんですか。先ほど大平課長ともちょっと話したんですが、各種団体の長というのは、選ぶには一番簡単ですけれども、例えば婦人会というのと九百おるわけなんです。婦人会長さんの意見が、婦人会九百の意見ではありませんので、そういう方々にお力をかりる場面は場面として、できるだけ広く町民の中から人材を発掘していただきたいと思うもんで。

それから、精読会でも再三出てきておりましたし、ことしの一番目玉というか、町を活性化するためということで町制施行百二十周年ということがあります。この十年先も室戸町長さんにおやりいただくんなら、ぜひお願いをしておきたいことは、北方町の町村制実施というか、北方町の町制を施行したのが明治二十二年の七月一日であります。一八八九年という。ことしは百二十年ではなくて百十九年で、本来なら来年、何周年記念というのはスタートしたあくる年が一周年ということに私は解釈しておりますので、どこかでつじつまを合わせないと、このまま一年ずれてずうっと、今回は準備にかかっておりますし、予算も計上されておりますし、実行委員会が動き始めておりますので、どこかで前倒しをしないと、多分、百十周年のときに下水道の完成を祝って前倒しをしたんかな、百十周年から、なるほど十年たっておると。ところが、町制を施行してから百二十年はたっていないという、百十九年目、イブという前夜祭みたいなもんで。ぜひ、次のときに本来の百三十年をおやりになるんなら、十一年先に考えておいた方が、未来の子供たちに説明がしやすくなると、そんな思いを持っておりますので、ぜひお願いをいたします。

二、町長 今、議員、大まかに二点の御指摘でございますので、お答

えをさせていただきたいと思えますけれども、各種の審議会等の会議のメンバーが非常に固定化というか、一方的なところに偏り過ぎておるといふ御指摘でございます。これはかねがね私も気にしておるところでございます。まず政策審議会は、御案内のとおり公募によってお集まりをいただいた方でございますから、その顔ぶれがいささか同じ顔ぶれであるとか、特定のといいますが、団体の代表者が選ばれておるといふことは、これはちょっとお許しをいただきたいと思っております。しかし基本的に考え方は同じでございますので、従来のように、今までですと何かやりますと、農協の代表、婦人会の代表、商工会の代表、自治会の代表という各種団体の代表をもって充てるという手法を多くとってきておるわけでございますけれども、極力そういうことには配慮して人選をさせていただいておるつもりでございます。ちなみに、買い物袋の人選については、後ほど必要なら担当課長から答えていただきますけれども、従来のパターンでの選出方法ではない。ただ、たまたま自治会と婦人会というのは入っておりますけれども、その他は、本当に民間の自主的な団体の代表者、もちろん御婦人中心でございますけれども、今まで私も聞いたことのない名称の団体の代表者にお集まりをいただいて、できるだけ今の御趣旨を尊重した選定をさせていただいたところでございますし、今後もしやそういうことには心してまいりたいと考えておるところでございます。

それから二点目の、百二十周年の年数が、数えか満かというお話でございますけれども、これも私は、大変失礼でございますが、あまり意味をなさない議論ではないかと。それが、数えであろうが満であろうが、その前後を記念して行うことで、意義がないんじゃないか。それから十年ごとにそういう議論を進めてまいりま

すと、十年ごとに記念行事を、たくさんのお金を使ってやることの意味すら、今度また問われてくることになるわけでございます。そのことがいいか悪いか私も判断できませんけれども、一つの人間の知恵として、毎日の生活の中で一つ一つの区切りを設けて、いろんな記念行事をしたり、一つの区切りとして次への発展をお互いに確認し合うということは、習慣としてはいいんではないかと。ある意味、日本の人間として育てた一つの文化的な発想ではないかというふうに思っております。大して意味がないとおっしゃればそれまででございますけれども、十年を二区切りとしていろんな行事をやったり、記念をしたりということは、人生でも一つの区切りというのは大事でございますから、そういうことではある意味、意義があるのではないかと考えております。百二十周年の記念行事を来年度に一年間を通してできるだけ、今までほどのお金を使いませんけれども、町民の皆さんとそういう意思統一のできる機会をつくりたいというふうに考えたところでございます。御指摘をいただきましたことについては、これからも行政を運営いたしてまいります上で十分考慮してやってまいりたいと思っております。

一、六番 立川良一君 ありがとうございます。いろんな審議会とか委員とか評議会を設立するときに、組織を動員するというか、その組織の力をかりるといふことになるかと各種各団体の長というのが大変ありがたいというか、力を発揮していただけるわけですが、感覚というんですか、意見を求めるときは各種各団体の長じゃなくなっていくと思うんです。もっともいろいろ、北方の中には埋もれた人材がいっぱいおりますので、ぜひ視野を全町に向けていただいて、委員会、審議会、協議会の本来の目的に合った人選びをぜひお願いしたいと思います。

町制百二十周年は、私は基本的にはたがをはめるといふか、北方町の節目としては大変いいことじゃないか。予算の規模は、大きいとか小さいとかというのはいろいろあるでしょうけれども、百二十年たったという、たったということなら百二十年の方がいいんじゃないかという感覚を持つだけですね。どこかでやっぱり合わせた方が望ましいんじゃないかなという思いを持つだけではありませんので、この間の全協のときにもお願いをしておきましたように、町制百二十周年という理念、北方町の百二十年を振り返って未来につなげていく一つの記念行事ですので、実行委員会の方でいろいろお決めになっておられるようですし、まだ最終的には議会に報告を受けておりませんけれども、ぜひ意味のある、単発花火をぼんぼんと打ち上げるんじゃないかと、それが北方町の町制百二十周年記念のこういう理念に基づいてやったという整合性というか、ぜひお示しただけると町民の意識も変わると思いますが、先ほど町長さんがおっしゃいました、いわゆる郷土のことを考える町民というか、ただ住むだけの住民じゃなくて、町民をくくっていくことにつながるんじゃないかと考えます。よろしくお願ひします、

一、九番 日比玲子君 三十七ページの十九の負担金のところですが、岐阜地域公共交通等調査検討協議会負担金というのが十万三千元組まれています、十二月議会で北方から穂積のバス路線のことについて質問をいたしました、おりるときは穂積駅でおりるんだけど、乗るときは五分ぐらい歩いていってターミナルから乗るとしても不便なんですよね。この検討委員会で前の廣瀬副町長はここで話をするようなことを言われたんですが、四月から新年度に変わるといふことで、多分二月か三月にその会議が開かれていゝるんじゃないかと思うんですが、北方町からその話を出してもら

っておるのか、これから出してもらうのか。だって、乗車するところが同じところではなかったらとっても不便で、ますますバス路線はだめになってしまふんじゃないか。今、ほとんどが名古屋へ動くんですよ。岐阜に行くより名古屋へ行った方が早いということもあつたりして、もうある職員などは十五分置きに穂積へバスを出せという職員もいるくらいですので、この問題は本当に北方町民にとっては大事な足ですので、ぜひともこれは検討してもらいたいと思います。どうですか。

一、参事兼総務課長 岐阜地域公共交通等調査検討協議会、これは一応岐阜市の方が事務局で、名鉄が廃線になった後のいろんなバス路線等の対策をいろいろ協議する協議会でありまして、ただいまの質問の穂積駅のターミナルのバス停の関係ですが、確かに議員さんから質問が生まれて、前副町長が答えておりましたが、一応副町長の方から岐阜バスの方へも瑞穂市の方へも問い合わせしました。瑞穂市の方の回答としましては、確かに北方のお客さんだけではないに、瑞穂市のお客さんもすべてのお客さんが不便は承知してみえると。ただし、スペースの関係で非常に込むということ、やむなくああいう措置をとっておると、そのような回答が来ましたので御報告させていただきます。

一、九番 日比玲子君 スペースがないということですが、朝日大学へ行くバスと、それからタウンバスといますか、穂積駅とか巣南へ行くバスの二つはあそこから出ておるんですよ。北方のだけがないので一生懸命探したけどなかった。結局、歩いていってターミナルから発車しておるといふことですので。だけど、ないと言われればそれまでもしれないけど、ぜひこれは検討してもらわないと、北方の町民として、とっても私は不公平じゃないけど、不利益をこうむるんじゃないかなと思いますので、ぜひ

これは何とか乗車ができるように、今後もやっていただきたいと思います。

一、参事兼総務課長 一応今の要望にこたえて、再度瑞穂の方には行ってきますが、瑞穂の方は、とりあえずあそこにバス停をつくることと渋滞を招くということ、やむなく離れたところに設置させていただいておりますという回答はいただいておりますので、再度要望だけはしてきます。

九番 日比玲子君 きのうの勉強会でも、グランドルールの話が出ています、これは都市環境の方でまとめをなさっているということですので質問をしたいと思います。

それで、業務減少量は下水道への直結件数であるとかというところで決めがあるわけですが、その補償額は業務減少量と利益率を基礎として算定することになっていて、私が計算をしますと、これ粗利益なのか純粋な利益なのか、で計算をしますと大体利益率が二・七二ぐらいになるんですが、これはこれで正しいのかどうかということ、代がえ業務の遂行に当たっては、みずから責任を持って、業者自身の自助努力を求めるとするということももうたつてあるわけですね。これが、どうなのかということ、それからこの間もらった転換業務の差額が十八年では二億八千九百二十九万七千五百五十二円、それでうちが十年からこの富士と協定を結んでいるわけですが、その協定する前のときは一千六百三十一万四千四百五十円、ほんでずうっと下水道を次々つないでいくわけですが、そのときに十年、十一年、十二年の転換業務の方がお金が多かったわけですね。それから十三年、十四、十五年は少なくなつて、今度は十六年から十八年までの実績は今度は転換業務の方が多くなつていて、十八年度だけで見ても、あくまで出されている数字で計算をしますと、一千二百

六十一万五千三百二円、その転換業務以上の転換業務をさせているということになるんですよ。そうしたら、きのうも出ましたけれども、これは今までほとんど随契でやられているわけですけど、この差額が出るものに対しては、やっぱり寡占の業務であるとか、清掃業務とか、そういうのに転換業務でなされているわけですので、この差額の分は入札に回すとかいうことにしたらどうかと思うんですが、その辺について、県が三部長通達で、グランドルールをつくって市町村におろしてきているわけですが、十年たつて、去年の十九年に、また室戸町長と新しい覚書が結ばれて、また十年ぐらいこれが生きてくるんだろうと思うんですけども、やっぱり自助努力だとかこういうことがうたわれておいたら努力をしてもらわないと、ほかの業者も大変だろうと思うし、その辺について大平課長に質問したいと思います。

一、都市環境農政課長 グランドルールにつきましては、議員のお話のように、平成八年度から当時の公共下水道が開始されたことによつて、それにかかわる業者の方の代がえ業務を行政の側から提供するという理論が基本です。その目標値としましては、現在の、その当時のし尿くみ取り世帯、浄化槽世帯、合併浄化槽等でありまして、そういうものはすべて下水道に切りかわる期間までというの、先ほどの三部長通達の中でも議論されたような形で全県下そのような同一歩調で進めておるわけでございます。それで、前年、この十八年から十年が経過したということで、下水道の切りかえ率がまだ七〇%、ということは逆に三〇%はまだ切りかえがされておらんということですので、当初の考え方を継承して、もう十年間延長するというのが今回の確認書の中身でございますので、基本的な考え方は当初のグランドルールのとおりでございます。

それで、切りかえでございますけど、下水道への切りかえが平成十年度から十八年度までのトータルで、単価を掛けますと、一億三千万円というのは前の全協の中でも資料としてお配りをしております。それに見合います、町から下水道の維持管理費とか、道路、河川、公園、街路、建物の施設管理等々含めまして、十八年度末では一億六千二百万円と実績がございます。それで、この約三千万円ほどの差額があるわけでございますけど、これについては長い目で見ますと、まだ三〇%は切りかえが実は全然、当然代がえ業務というのも、それに合わせてふえるわけですね。三〇%分はまだ代がえ分は残っておるということで、町としましては現在では先行的な差額がここにあらわれておるという考え方でおりますので、この先どうなるかというのは切りかえの状況によってその数字は変わってくるのはやむを得んかなということをおっしゃっております。

それからグラウンドルールにつきましては、現在、岐阜県内に下水道にかかわる自治体の中で、廃棄物対策協議会というものを組織しております。それで当然その中には、先ほどからお話あるように、三部長通達というのが大きなウエイトを占めまして、その資料に基づいて全県下歩調を合わせておるという経過がございますので、今回グラウンドルールの基本的な考え方を見直したらどうかということを含めまして、県の方に、当然その協議会なり、対策機関と言っておりますけど、そういう組織を設けて岐環協と対応して見直しができるかどうかという議論をしたいということで、現在、市長会と町村会の方にその旨の要請をさせていただいております。その中で県がその趣旨を受けていただいて、組織を設置できるといふことであれば、改めてその考え方の見直しをするということでは予定を進めておる状況です。ただそれが結果的に完全に

見直しがされるかどうかというのは、その議論の結果になりますので、現在はそういう準備を進めておるといふ状況でございますので、よろしく願います。以上です。

一、九番 日比玲子君 下水道に切りかえてもらうのが、まだあと三〇%ぐらい残っておるといふことだと、結構金額ははらんでくると思いますが、その年度年度、随契という形をとっているんですけども、やはり自助努力をしてもらうということについては、結んであるわけですから、その辺は話はされているのかどうかということと、少しでも差額のあれが出れば入札を少しでもしてあげることが大事じゃないかと思う、その二点、もう一回だけお願いします。

一、都市環境農政課長 契約の方法でございますけど、おっしゃるとおり随意契約が原則的でございます。ただし、一部土木部門では、県の経営審査を受けられて資格を取り、資材、車両等も整備されながら競争入札に参加されておる状況もございますので、その部分については、自助努力がされておるといふふうに思います。以上です。

一、七番 戸部哲哉君 ちよっと勉強会の方で聞き漏らしましたので、一点だけ質問させていただきたいと思っておりますけれども、自治会ふれあい活動推進事業交付金、三十八ページです。これは例年どおり四百三十万あたり組まれているわけなんですけど、現実的にふれあいの活動事業としては、自治会連絡事業協力交付金、こういう形の中で従来は支払われて、自治会の活動資金としてあったわけなんです。これでふれあい活動助成金ということですから、当然その自治会ごとに、いわゆる高屋ですとか、栄町とか柱本ですとか、そういった運動会なんかで大きく自治会として、事業予算として活動する助成金だと私は受けとめておりますけれども、そこ



でお尋ねしたいのは、この予算の根拠、いわゆるこれは通常前年の実績から予算どりをされるわけなんですけれども、大きい事業で自治会でやっておられれば多分それくらいじゃないかなと僕は認識しておるんですけれども、その予算の根拠を、ほかのものは一軒当たり千円と、均等割と千円と違ってそういう形の中で各町内に分けておられるんですけれども、この部分に関して説明をちょっと聞き漏らしましたんで、お願いいたします。

一、参事兼総務課長 ふれあい活動費の交付金の四百三十四万四千円の数字の内訳をまず申し上げます。ふれあい活動費の交付金は四百万円であります。残りの三十四万四千円は、各自治会の公民館の下水道使用料の基本使用料の助成であります。

ふれあい活動の四百万につきましては、根拠は四百万という定額でもって予算化させていただいています。この十年、ふれあい活動費の予算化したときからずっと固定の四百万であります。それで配分方法は均等割で四割、百六十万になりますか、あと世帯割で六割、二百四十万を、そういった算出根拠で各自治会の方に配賦しております。それで、一応このふれあい活動費につきましては、各自治会から実績報告書をいただいておりますので、すべてそういうのを保管しながらやっております。以上です。

二、七番 戸部哲哉君 そうすると、均等割と世帯割で実質は助成金と同じように分配をされておられるわけですよ。私が不審に思うのは、これはあえてわざわざ項目を分けてする必要もないんで、本来の目的である自治会活動に対する交付金だと僕は認識をしておるんですけれども、これは全自治会、同じように世帯割で分配しているという当初の目的を達していないんじゃないかなと思うんですが、ただのばらまき予算をふやしただけという。

一、参事兼総務課長 一応自治会には、今議員が言われるとおり、自

治会長の方に入ります報奨費と、それから自治会の会計の方へ入ります協力費、それからふれあい活動と、この三本が大きくあるわけですが、自治会に入ります協議会の協力費の交付金の方は、配分方法が均等割九千六百円、世帯割が七百万と、これはあくまでも自治会事業そのものの運営費の会計の方へ入れてもらうお金と。一応ふれあい活動費につきましては、地域のふれあいをさらに深めてもらいたいということで、ある自治会は三世代交流のゲートボールをやったり、バーベキューをやったり、そういったあくまでも触れ合いの場を求めるためのふれあい活動費でありますので、目的が若干違いますのと、配賦方法が違います。そういうことで予算も分けております。以上であります。

二、七番 戸部哲哉君 それで御質問をしているんですけれども、いわゆるそういった町内で事業をやるうとしても、小さい自治会というのは確かに会員も少ない、それから町からもらえる交付金も少ないということで、お金は少ないですよ。大きな自治会というのは当然裕福なわけなんで、そういう中で同じように分配するというのは、あまり意味がないんじゃないかなと。だから、例えばこういうものは、ある程度小規模な自治会でもこういうことをやりたいんだと、その事業に対して。いわゆるまちづくり交付金みたいな、そんなような感覚の中で分配されるのがベストじゃないかなと思うんですよ。単に今の割り方ですと、どうしても大きい自治会にたくさんのお金が行ってしまいますし、当然その大きい自治会の中でも、今言った運動会などのような大きい事業もやっておられるんですけれども、そういう中で弱者救済みたいな部分もあっていいんじゃないかなと、そんなように思っております。みこしの助成金もそうなんですけれども、現実に確かに平等分配ということを考えると、世帯割ですとか人数割で

すとか、その部分がウェイトを大きく占めると思うんですが、やっぱりこの自治会ふれあい活動推進事業という名前がついておりますので、何とか均等みたいな形の分配じゃなしに、ぜひ考えていただきたいなど。やはり、これだけの予算ですから、ただ自治会に補助するお金にしてしまわず、その自治会で有効に活動する事業に対してたくさん見てあげられるような、そういう選別をきちっとして分配をしていただきたいと思いますので、今年度はあれですけれども、ぜひ来年度から考えていただきたいと思います。以上です。

一、参事兼総務課長 議員さんの趣旨はよくわかりますので、一応検討はさせてもらいますが、一番ネックになっておりますのは、自治会の規模、一番小さい自治会ですと十世帯です。一番大きいところは六百を超える世帯、そのくらい自治会の規模が違うことが一番のネックになっておると。今、均等割と世帯割をどちらの比重を高くしたり低くしても、すぐその影響は出てきます。そういったこともありますので、なかなか踏み切れなかったんですが、今、貴重な意見いただきましたので、再検討をさせていただきます。以上です。

一、議長 それでは暫時休憩したいと思います。

午前 十時五十八分 休憩

午前十一時 十一分 再開

一、議長 再開をいたします。

続いて、農林水産業費の七十ページから地方債の調書の百十三ページまでの質疑を行います。

一、六番 立川良一君 教育委員会にお尋ねをしたいと思えます。

去る十一日に卒業式が北方中学校でとり行われました。大変厳粛な式典であり、私は感動いたしました。振り返りますと三十数

年前の、あの騒音の中での卒業式と全く別の感を抱きました。その中で大変気になることがありました。卒業生の中で、欠席が結構多いということであります。最後の合唱まで参加をさせていたできませんでしたけれども、ことしは子供たちの姿が大変さわやかですばらしかった。これは教育長の指導、あるいは校長以下全職員の努力のたまものだと思いますけれども、実態は二、三茶髪とか金髪があったそうなんですけれども、式典のときには、その子が一人は欠席をします。もう一人は黒く染めて出てくるということ、我々の目から見たら卒業生の中のその一人というのは見きわめることができないほど大変すばらしい式典でありました。

私はいろんな形で子供たちとかかわりを持ってまいりまして、突っ張るっていうんですか、ある意味大変元気のいい子っていうのは、そのときは周りに迷惑もかけますし心配もかけますけれども、将来、彼らは必ず自分の力で生きていけるというふうに考えております。ところが、学校へ来ることができない不登校というのは、将来その子供たちが生きていく力というのは大変難しいんではないかなという、そんな思いを持つわけでありますけれども、今度の教育委員会の議案の中にも、相談員「大空」での指導員がおいでになります。私はまだお会いしたことがありませんのでわかりませんが、将来そういう子供たちが大分ふえてくる。そのときにその子供の相談よりも、親御さんを指導できる教職員の方々を、常に親をどうしていくかということが一番大切なことではないかと思うんです。

もう一つ、障害児のために多額の前算を費やしております。この障害がある子供というのは、これは病気であるというふうに考えております。脳に障害があつて、学力とか情緒とかいろんな面が出てくるわけですが、その障害がある子供さんが、私は

やっぱり専門の施設、いわゆる病気であるとするなら、病院に入院していただくのが一番いいんじゃないかなというふうに考えておりますけれども、なかなか親御さんが、その事実というか、今の現実を受け入れていくというのが非常に難しいということ、療育医療の連合の施設を得て本来なら養護学校へ行くべき子供が、普通学校に入学してくる。健常者というか、普通の子供たちにとって、私はある意味では大変いい勉強の場所というか、世の中にはいろんな人がいて、いろんな不自由の中で一生懸命生きようとする。それを助けていくとか、思いやりの心を持つとかという意味では非常に、それはそれなりに意味があるんじゃないかなと思いますけれども、一方、現場の方に見てみると、本来病院に行かない患者が家庭の中にいるということになると、負担がすごく大きくなるんじゃないかなという思いも持つわけでありませう。程度の差もいろいろあるでしょうけれども、療育医療の施設の子供が小学校に入学されるときに、ぜひ教育長さんの方で親御さんに理解を深めていただいて、その子に合った形で育てていくというのが、一番その子の将来のためにもいいんじゃないかと考えるわけです。教育長さんのお気持ちをちょっと聞かせていただきたいんです。

一、教育長 立川議員のお話を承りまして、ごもっともであり、そのとおりだなと思っております。これがまず結論でございます。

一点目は、小学校の卒業式にかかる空席の問題でございますが、おっしゃるとおり、心の病とか、いろんな事情でどうしても学校に来られなかった。卒業という一つの節目であるにもかかわらず、その子供の心の中にどうしても学校へ足を向けようという勇気がわかなかつた子供たちが数名いるという事実でございます。これにかかわりましては、もう立川議員さんがおっしゃったとおりで

ございました、私も親の指導が一番大切であると考えております。そのために大変苦しい予算ではございますが、「大空」に一名の教員を張りつけまして、これは学校の心理士的な免許を持った職員でございます。大変優秀な職員でございます。親の相談にも応じるといふ立場で、親から意識を変えていく、そのことが子供の社会的な適応を一層促進するという立場で本町では取り組んでおるところでございます。

二点目の問題は、これもまた立川議員さんがおっしゃるとおりでございます。今は「特別支援児童・生徒」、このように名称が変わりました。この背景には、おっしゃるとおり、一人ひとりには障害があるわけでございますが、この障害を障害と見ないで、その子供の一つの個性と見て指導に当たりました。こういうふうには基本的に教育の考え方が変わってまいりました。そういう立場では、私も教育を預かる者としては、大変進んだ考え方であると。障害というふうに見ないで、個性と見ていくというのは教育の世界ではすばらしい見方であるというふうに考えております。これについても本町では、いろんな特別支援を要する児童・生徒が増加の傾向にございますから、苦しい予算ではございますが、本町では、二名、二十年度に特別支援に当たる要員を増員いたしました。一人ひとりの子供の指導に当たっていかうかと考えております。けれども、問題は幾つかございます。その一番大きな問題は、議員さんがおっしゃるとおり、親の意識でございます。俗っぽい言い方をすると、障害として見てほしくないという親の気持ち、特別支援学校に入れますと、どうしても障害がある子供であるというふうには認知されてしまう。それを何とか避けたいという親の気持ち、これは親として当然だろうと思えますが、けれども教育を進めていく上においては、その子供の幸せを考えた

きには、それにふさわしい施設に入れて指導するということが一番であろうと。こういう立場に立って私どもも親の気持ちを十分くみ取りながら指導に当たっているとござります。以上です。

一、六番 立川良一君 私は、教育に関しては教育長さんを信頼しておりますし、頼もしく思っておりますけれども、少子化が進んでおります。大変子供が少なくなっております。ところがその障害がある子がふえておる、実態は。何でかというのは、これは私は専門家ではありませんので、大気汚染のせいなのか、あるいは食べ物の影響があるのか、とにかく非常に子供の数が少なくなるにしまして、障害のある子がふえてくるという現実というのが非常に心配をするわけです。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

最初に話しました不登校というのは、町長の提案説明にはありませんでしたけれども、教育委員会の今後の最大の課題じゃないかなというか、大きな問題になってくると思います。で、手を差し伸べていかなきゃいかんし、なかなか生徒は出てこないし、御苦労も多々おありだと思いますけれども、ぜひ北方の子供たちのためによりしくお願いをしたいと思います。

一、一番 鈴木浩之君 八十三ページ、下の方でござりますが、教育費の中の教育総務費の中の能力開花推進事業費、心の教育推進事業費というところでございますが、精読で御説明をさせていただきました中で、各学校、そして町立幼稚園の校長さん、そして園長さんからの要望というようなことで、この予算化をしたというような説明を伺っているわけでござりますが、この能力開花、心の教育というものについて、いま一度ちょっと詳しい内容について、どういような推進事業なのかということをまずお聞きさせていただきますかと思っております。

一、教育長 鈴木議員にはこういう資料をもう既に当選されたときにお渡しをしたというふうに思っております。この中に書いてあります。簡単に要点だけを申し上げますと、能力開花事業と申しますのは、どの学校も義務教育でござりますから、基礎・基本にかかわることは、どの学校も同じように行いますが、そのほかにその地域の実態、子供たちの実態、親さんの願いというものを踏まえながら、それぞれの学校が特色のある教育活動を行いましょうというのが能力開花事業の一つの精神でござります。したがって、北方小学校では特に聞く・話すという力をうんとつける必要があるという実態から、国語教育を中心に行っていくというように理解をしていただけるとありがたいと思っております。そのために必要な予算をつけましょうというのが能力開花事業の交付金でござります。

続いて心の教育でござりますが、これはもう既に鈴木議員も御指摘、あるいは御理解をされていると思っておりますけれども、昨今の子供たちの心というものは非常にすさんでいるのではないかと。もっと言えば、基本的な生活習慣、そのこと自体も身につけていない子供が、これは北方だけではなくて、全国的にふえつつあるのではないかと。こうしたことを勘案したときに、もっと命を大切にするとか、相手を大事にするとか、ほほ笑みのある子供たちを育てていくのではないかと。こうした、どちらかという道徳教育に該当するような教育を施していくこと。そのために必要な予算をつけてあげましょうというのが、心の教育推進事業の予算化でござります。以上でござります。

一、一番 鈴木浩之君 ありがとうございます。今、教育長から御説明いただいた内容はわかりましたが、先ほど立川議員の方から一昨日の中学校の卒業式のお話が出ておりましたが、私も出席をさせ

ていただきました。立川議員が言われた欠席のお話、それと私は同時にちょうど卒業生、三年生のクラスが五クラスあったわけですが、ございますが、ちょうど三年五組の子供たちに担任が一人ずつ卒業証書を手渡ししていったわけでございますが、その中で一人名前を担任が読み間違えているということが先日ございました。その場の訂正もありません。たまたま私が知り合いの方のお子さんだということもございまして、私の方はわかったわけでございますが、ただいまの教育長の説明の中の心の問題について指導する、教えていく立場の教職員がこんなことではいかなものだろうと、私は率直に感じたわけでございますが、この件について教育長は報告がございましたでしょうか。

一、教育長 報告というよりも、私自身も間違っているなということには気づいておりました。後、教頭を呼びまして、訂正をしなければならぬよという話もすべてしておきました。以上でございます。

一、一番 鈴木浩之君 そういった点について、やはり交付金というものがあるわけでございますので、子供たちの心の教育に当たる以前に再度チェックを、学校長初め、していただきたいということ、一言申し上げておきたいと思えます。以上です。

一、五番 福井裕子君 私も教育費の方のページ数は八十二以降からの部分で、今回、各小学校、中学校にAEDが設けられることになるというような予算を計上してみえて、私も推進した以上、本当にありがたいなあと思っっているんですけども、小学校、中学校それぞれAEDの内容的には一緒ですか。それだけお聞きしたいんですけども。物です。これは備品購入なんですよね、AEDの。違いますか。

一、教育次長 小学校、中学校におきまして、AEDを設置させる予

算を計上させていただきました。私も学校に対してその旨を伝えて、要望、そういうものが要かということに対する、というのは本体と、それからパッドというんですかね。その二点について必要かどうかについて聞きまして、中学校だけが本体のみでいいということ、何か冊子が来ました。小学校についてはそれぞれ本体とパッドを必要経費として予算化させていただきました。

一、五番 福井裕子君 そうですね、小学校の方は、やはり一歳から八歳までパッドが要するというので、対応してみえると思ったんですけども、お聞きしました。

これはちょっと教育委員会の方じゃないんですけど、今後、幼稚園は入っていないんですけど、幼稚園とか保育園等にも、人命的な部分がありますので、入るのか入らないのか、推進されるのか、それだけちょっとお聞きしたいなと思っております。

一、参事兼総務課長 AEDにつきましては、さきに一般公共施設にも設置させていただきまして、今回は学校ということで、また必要であれば保育園、幼稚園等にも設置の方向で検討させていただきます。

一、五番 福井裕子君 また教育関係のプールの件なんですけれども、先般、私もたまたまこちらの方に来たときに、取り壊しがあったという間にされたということ、その際に私も気になっておったのが、原因なんです。最終的には漏水が御近所に迷惑がかかるという部分の中で言われたような気がするんですけど、きちんとそこら辺はチェックされましたでしょうか。お聞きします。

一、教育長 きちんと撤去されたかどうかということですか。

一、五番 福井裕子君 原因のチェックをきちんとされましたでしょうか。漏水は漏水だったんですけれども、前回、解体しないとい

からないという答えがあったような気がするんですよ。どこの部分なのかと、どういう原因なのかとお聞きしたときに、解体をしてその中をのぞかないとわからないということだったので、そういったチェックはきちんとされましたでしょうかという質問です。

一、教育長 予算を立てるときに、プール本体、基礎工事から始めますから、どれだけの予算がかかるかということについては、プール本体の下側に非常に多くのパイプが打ち込んだのであるんです。このパイプを抜くか抜かないかということによっても非常に予算が変わってまいりますから、本体を壊してどういふふうパイプが打ち込んだであるか。実はこれ設計図がもう既にないんです。それを見るためにはどうしても壊さなければ、敷地の状態がどういふふうになっていくのかわからない。そしてそこへボーリングをしてどれだけの深さに今度はパイプを打ち込んだら、きちっとした固定された地盤に届くかどうかということについては、わからないという意味で、壊さないといけないことを申し上げたんです。実際、私もプールを壊した後等に諸調査を行いました、それに基づいて算出された予算が今回計上させていただいた予算になっていると、こういうふうには御理解いただけるとありがたいです。

一、議長 漏水が認められるのでという形で説明をしたので、その漏水があったのか。それを確認したいんだがということですが。

一、教育長 漏水は、ほかのところの電柱の方へ水がしみ出ていると、これは漏水であろうということについてはもう指摘されておりました。それは壊してしまっただけから、じゃあどうだったかということについては、実際には点検はしておりませんけれども、設計士等と呼ばしまして、これはどういう状況から、こういうふうには水が

あふれ出てくるかということについては漏水が原因であるというような予測を私も承りまして、確かにいろんなところの老朽化が激しいということで、漏水が一つの原因であろうというふうには、一応は特定をしておいたわけでございます。

一、五番 福井裕子君 はい、わかりました。私もこういった同じところの位置に、また設置されるという部分の中で、前回こういった長年の間だったんですけども、こういった確かに漏水の原因があったという中で、古くなったという中で、今回こういった取り壊しになって、新しく設置されることになったんですね。同じところに設置するに当たって、やはりそういった原因が起り得るという中で、私なら写真をとったりしながら、きちんとした、この部分を再度の工事の方たちに、チェックをする機関として、資料として提出されるぐらいの綿密な設計でないといけないなと思ったもんですから質問させていただきました。終わります。

一、六番 立川良一君 教育委員会の所掌事項の中で、給食費がありますけれども、人間が生きていくのに、衣・食・住というのは欠かせない。その中でも「衣食足りて礼節を知る」で、衣・食、最後に何が大切かというと、食すること。何を着ておいても、どこに住んでおいても、食することについては大切になってきます。それで、実際にこの議場に今入っておられる職員の方々、あるいは議員、傍聴の方々が、給食費を払わない子供に給食を出さないということの是非とかと言うと、全員の方が、そんなかわいそうなどという気持ちを持つわけです。私もそう思います。しかし、現実というのは、一件一件について詳しく実情をお調べになっておられると思いますけれども、払わないのか払えないのかということが出てくるんです。お聞きするところによると、一年生から中学三年生まで九年間給食費を払わずに卒業していくということになり

ますと、ともに払う人の方にしわ寄せが来るわけですので、何としても払っていただく、これは。親御さんの理解も、月四千円切る金額ですので、私ごとで大変恐縮ですが、私のところは学生服を扱っています。毎年毎年シーズンになると、お金を持たずに、あした入学式があるので、どうしても欲しいという方が、何人もおいでになる。それで、あした式のときにセーラー服が、学生服が着られないということは大変なことですので、お渡しをしておったんです、全部。その方々で、後で持ってみえた方が皆無なんです。仮に五万円のものなら、一万円持っておいでになったら一万円分差し上げようと思う。二万円持ってみえたら、二万円差し上げる。そうしたら、全くお支払いにならないという方がゼロという、どこかにしわ寄せが行っておるかもわかりませんけれども。だからそんな中で、私は子供の食事を親が払うというのは、これは当然の義務っていうか、そんなら給食をやめたらどうやということになってくるんですけれども、子供の健康保持のためにも、バランスのとれた給食というのは、私は欠かすことができない。そんな中でも、ぜひ滞納を減らす努力というのをお願いをしておきたいと思えます。

一、教育長 これは平成十八年の十二月議会の前後だったと思っておりますが、全国一斉に給食費の未納問題が明るみに出まして、あらゆる商業新聞が全国調査をかけまして、実態はどうなっているのかという調査がございました。岐阜県も当然調査をいたしましたし、私どもも以前から調査を進めてきて実態はつかんでおるところでございます。その中で未納に対する対応の仕方という項目がございます、どうしているのかと。子供に食べさせないわけにはいかないだろうと、教育的に考えたときに、というようなことから始まりまして、いろいろな対策が述べられておりましたけ

れども、中には公費でそれを補てんするという市町があったやに記憶しておりますけれども、あくまでもこれは義務教育の給食費は保護者が負担すべきものであって、公費を充てるということはまかりならんと私は考えております。したがって、議員さんがおっしゃるように、学校と教育委員会が連携いたしました、たとえ五千円でも三千円でも納入するよう働きかけをしなければならぬと考えて取り組んでおるところでございます。以上です。

一、六番 立川良一君 これからの町政の運営で、町長さんが大変心を砕かれることというのは、各種各課によって滞納が大変多いという。その滞納の場合、先ほども申しましたように、給食費がと言ったら、全員が与えないかんと。私は、情にさおさすと流される。じゃないですけれども、どの辺ではじめをつけて、どこでやっていくかというのは、かじ取りとしては大変難しいところだと思えますけれども、ぜひ御努力をされるようお願いいたします。

一、七番 戸部哲哉君 今プールの問題で教育長さんの御答弁をお聞きして、一点だけ質問をしていかないかんと思っております。とりわけ勉強会の中でも、これだけの大きな予算、あまり問題視されませんでしたので。一億四千五百万、プールの建設費が予算を組んであります。これは以前から、こういう財政厳しい御時勢ですから、ぜいたくなものはつくらないと。とりわけ中学校のプールというのは、対象が中学生だけでありますから、そんなぜいたくなものをつくる必要はないということで、教育長さんもしごく御納得されて、当初の漠然とした二億円から一億六千万までくらの総予算に下げられましたね。今私はそのときの「一億六千万というのはまだ頭にひっかかっておるわけなんですけれども、これは解体費も含めた金額で、解体費が千五百万くらいかかると

いうお話でしたですね。私が耳に挟んでおります解体費、これはほぼ半値くらいでできたと同っております。金額にすると、七百万とか八百万程度の解体費であったと同っておりますけれども、現実的に予算の考え方ですね。解体をして地盤調査をした中での一億四千五百万、これは解体費用を抜いた、一億六千万から千五百万抜いたら一億四千五百万、何ら変わっていないわけなんです。調査があるうが、要するにパイルの本数とかそういう調査を踏まえた予算で一億四千五百万計上させていただきましたということだったですよ、先ほど。それを踏まえた予算を見させていただきました。この数字がずっと今までの流れの中から変わっていないわけなんです。一体全体、予算を立てられるときに、私の記憶間違いかどうか分かりませんが、プールの話が出たときに、教育長さんは私のところへいらっしゃって、ぜひ予想は大体これぐらいの値段だと。そのときに私がお聞きしたのは、七千万から一億二千万。学校の名前は忘れたんですけども、ここの学校は七千万でつくっています。ここが一番高いところで一億二千万くらい。僕は一億くらいのつもりでずっとしておったんですよ、プールの建設費ですね。そうしたら、最後に言われたのが、南小学校の体育館を参考にしますと。その後はいってきたのが、解体費を入れた一億六千万なんです。ちょっと記憶間違いのところがあるかもわかりませんが、全体の流れの中で一体全体どういう形の中で、平米単価を幾らにするとか、そういう基本的な数字の根拠、これが建築に関してでは、例えば一億四千万でプールをつくりなさいといったら、一億四千万のものができちゃうんですよ。設計士に予算はこれだけとありますから、この範囲内で設計してくださいと言えば、その金額でできちゃうんです。これが逆に、一億円しか予算がないんで

一億で設計してくださいと言えば、これは一億でできちゃうんですよ。ですから、何度でもくだいようですけども、やはり行政のやられる仕事ですから、手落ちがあつてはいかんですし、公共の建物という中で見ばえも多少はあるかもわかりません。けれども、要は中学生の体育の水泳の授業の用をなせばいいわけなんです、あくまでもこれは解体費も半値で済んだわけなんです。一億四千万の予算はいいとしても、極力お金を余らせていただくようにプールをつくっていただきたい。この場でほんぽんと申し上げておきます。それを肝に銘じて執行していただきたいなと思います。お願いします。

一、今の平米単価の根拠を。要するに一億四千五百万の建築資金の、教育長 平米単価ですか。今、資料は持ち合わせておりませんが、私も、私どもが基本的にプールをつくるときの考え方は、文部科学省が示しておりますプールの建設にかかわって、水面積二平米当たりどれだけに對して補助をしますよというふうな基準がございます。これがプール建設のときの基本的な考え方になります。現在、単価幾らででき上がるのかということについてはまだはっきりしておりませんが、それがもたなっている。したがって、プールについては先ほど議員さんが御指摘のように、段々がございますね。例えば中学校のプールでいいですよ、一億二千万ぐらいからでき上がって、高い、見ばえのいいプールでいけば一億八千万のプールもできると。これはこちらが予算を決めて、どういうふうにするかということは設計士に任せるわけですけども、この一億四千五百万というのは、先ほど申しましたように、一億二千万から段々でございますが、その中間程度をとろうというのが基本的な考え方でございます。そういう立場に立っているんな業者にどんな程度でできるかということを打診しながら、大



体一億四千万ぐらいかければ普通のプールができるんじゃないかという考え方でこの額を決めさせていただいた。ただ、おっしゃるように、じゃあ一億四千万を決めたから、これで満額使ってやるのかということになりますと、そうではなくて、今実施設計に入っておりますけれども、実施設計の段階で、落とせるところは落としてくださいと要望を出しておりますし、うちの担当の者が設計士と打ち合わせをしながらいろいろと、材・質等についても検討を加えて、できるだけコストを落とすという努力をしておるところでございます。以上です。

一、議長 あとはよろしいですね。

（終結の声あり）

一、議長 質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第十三号については、各常任委員会の関係部分をそれぞれの常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十三号は各常任委員会の関係部分をそれぞれの常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第十六 議案第十四号について

一、議長 日程第十六、議案第十四号 平成二十年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるに付いてを議題といたします。

本件については提案説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 これは全部後期高齢者保険との絡みがありますが、それはそれとして先ほど聞きましたので、今度は六十五歳から七十四歳の国民健康保険に加入していらっしゃるって年金から四月から天引きをやってくれと言っていますけれども、うちの町

では十月から天引きをするような方向なんですけど、その辺についてはどうなっていますかね。

一、住民保険課長 今の件は、年金からの特別徴収のことでよろしいでしょうか。予定としましては、前回もお答えさせていただきましたように、国保の今の対象者の年金からの天引きは、十月からという予定であります。それから、比較された後期高齢につきましては、四月からのものというふう聞いております。

一、九番 日比玲子君 聞いておりますと言うけれども、実際やるかどうかお願いします。

一、住民保険課長 四月からは仮徴収、四・六・八の分については仮徴収ということで、そのものについて精算をしながら徴収をしていくというふうになっております。

一、六番 立川良一君 課長に、お願いやらお尋ねをしたいと思えます。大変御苦労さまでした。いよいよことしおやめになりますので、最後の仕事になりますけれども、ぜひ頑張ってくださいと残りの処理をしていただきたいと思えます。

私が議会に戻ります前の九月定例会の議会日よりであります。日比議員の質問に対して元町長がお答えになっておりますけれども、国民健康保険税、一人二万円引き下げると六千五百万ほどの財源が必要になってくるということが書いてあります。大変なことです。だから二万円下げられないという、逆に言えば。ところが平成十八年になりますか、滞納額が七千四百二十六万九千三百五円。一万円下げるのに六千五百万要るんですけれども、滞納が七千四百二十六万九千三百五円あるわけですね。ということは、難しいでしょうけれども、この方々がお払いできれば一人当たりの保険料が一万円簡単に下がるといいます。基金から繰り入れるとか、一般会計なんて話は出てこない。累積滞納額が三億八千六百万円。

だから、さっきの給食費もそうですけれども、滞納というのは大変な大きな課題になっているわけなんです。給食費が、給食を与えないという、そんなことできるかできんかわかりませんし、本当に英知を結集しないと難しいんですけど、逆に今度、国民健康保険は、保険証の発行をしないという切り札があるわけなんです。それで、またここで全員の方にお諮りをして、保険税を払っていないけれども、病気になった人が困ってみえると。仮の保険証を発行してあげるべきだと言うと、恐らく全員が賛成する。それは気の毒やと。だから、そういう実態を町民が見越して、さっきの払わないのか、払えないのかをしっかりと見きわめていただいて、安易に仮発行ということは慎んでいただきたいと思えますし、町民から非常に厳しいおしかりをいただきました。この北方町が、まじめに納税をし、まじめに生きる者が、そういう不屈きな人たちのための負担をなぜ負わなきゃいかんという。例えば、予算をおつくりになるときに、当然滞納があると、八九%ですか、収納率が。ですから、それを見越して保険税を決めていかれますので、善良な納税者にとってみたら、大変高額な保険料になるわけですから、あと残り少ないお仕事の中で、次の課長にぜひ申し送りをしていただいて、これも大きな課題だと思いますが、どうしていくんかなあという。北方がだんだん厳しくなって町民と乖離してもいけませんけれども、やっぱり町長が言われる草の根民主主義、町民の皆さんの力で、皆さんで町をつくっていくのなら、やはりそういうことが認められてもいいのかなというのが、今後の大きな課題であると思っています。ネコの首に鈴をつけるんじゃないですけども、だれも言えないし、難しい問題ですので、ぜひ専門の立場で、いい形をお願いしたいと思います。

一、住民保険課長 今の質問に対しては、何てお答えしたらいいのか

ということ、繰り返しになるかもしれませんが、実態はそういうことで、三億八千何がし、それからそれをどういうふう処理をしていくんだということ、実は頭を悩ますわけですが、ずうっとこの滞納がふえていくのは、じゃあどうしたらいいんかと。私、今ここでこうしたらできますという答えを持っておりません。今、議員御質問のように、これを縮小していくにはどうしたらいいんだということは、一生懸命考えてやっていきたいと思えます。ただ、先ほど言いましたように、これをどうしたらどう直るといことは、各国保の保険者が全国的に抱えておいて、そして、まさに今度の四月からできる後期高齢も、この制度の改革の一環でありますし、その中に退職者の関係、いろんなこともその制度改革に、今の国保というより健康保険の事業自体がもう危なっかしいという話になりました、今の制度改革が始まっていっておるといことでもありますので、その制度改革には、法なり国なりにお任せするということですか、そういう対応しかならないでしょうけど、ただ北方町のこの多額の滞納につきましては、どうしたらいいのかな。あらゆるところで、内部でも指摘して何かを考えようということも言われています。それから、当然、前年二年間はまさにこの国保のことで、こういうことを議会からも求められました。やはり我々としてもそのままほかっておくことは毛頭あるわけありませんで、やってはいるんですが、実態がこうさせないという部分がありまして難しいなど。ちょこっとお話にありましたように、保険証の発行、それから資格証の発行ということも、これも厚生省の言うような発行をしておるわけですが、一つ私、担当して三年なんです、いまだに思うことが、何で保険証を渡すんだということ、言ったことがあるんですね、職員に。保険料をくれたら交換で出せばいいがやという話があったのですが、そこで指

摘をされて勉強したことが、まず北方町に住所を有して、他の保険に加入していなかったら、まず保険証を出せと。その後に保険税をいただくんだっていうことを痛切にわかったというんですか、私がおそまきながらわかったようなことでありまして、大変なことだという認識はありました。今言いましたように、このことは、大変な話ですし、大変な額ですので、どうしたらいいかというのは常々話しておりますが、ちょっと難しい部分があって、そのことも職員に御相談しながら伝えていきたいと思っております。ちょっとお答えになるかどうか知りませんが、実態を、御存じでしょうか、私の気持ちとしてお伝えして御理解をお願いしたいと思います。

（終結の声あり）

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第十四号については、厚生都市常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十四号は厚生都市常任委員会に付託をいたしたいと思います。

お諮りいたします。正午になりましたが、あと残り少しですが延長でいいですか。

（異議なし）

一、議長 では延長させていただきますので、よろしくお願いいたします。

#### 日程第十七 議案第十五号について

一、議長 日程第十七、議案第十五号 平成二十年度北方町老人保健医療特別会計予算を定めるについてを議題といたします。

本件については提案説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

（終結の声あり）

一、議長 質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第十五号については、厚生都市常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十五号は厚生都市常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第十八 議案第十六号について

一、議長 日程第十八、議案第十六号 平成二十年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてを議題といたします。

本件については提案説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

（終結の声あり）

一、議長 質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第十六号については、厚生都市常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十六号は厚生都市常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第十九 議案第十七号について

一、議長 日程第十九、議案第十七号 平成二十年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについてを議題といたします。

本件については提案説明が終わっておりますので、これより質

疑を行います。

（終結の声あり）

一、議長 質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第十七号については、厚生都市常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十七号は厚生都市常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第二十 議案第十八号について

一、議長 日程第二十、議案第十八号 平成二十年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてを議題といたします。

本件については提案説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

（終結の声あり）

一、議長 質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第十八号については、厚生都市常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第十八号は厚生都市常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

第三日は、明十四日午前九時三十分から本会議を開くことにいたします。よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。大変に御苦労さまでございました。

午後零時四分 散会

右、会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成二十年三月十三日

議長

署名議員

署名議員